平成２９年（フ）第３４６号
京都府長岡京市一文橋１丁目９番16号　長岡マンション　303
債務者　林　　正治
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３７８号
京都市右京区嵯峨天龍寺造路町６番地の14
債務者　神田　明美
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
兵庫県尼崎市神崎町38番16号　小寺ビル202号
債務者　豊永　康子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６１号
兵庫県西宮市東山台１丁目８番地117号棟301号
債務者　石井陽一郎
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６４号
兵庫県西宮市枝川町１番137―404号
債務者　片山欽一朗
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１７９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目25番23号ユノディエール武庫之荘405号
債務者　山下由香理
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目52番14―109号
債務者　松本こと　金　　吾一
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目52番14―109号
債務者　大阪やこと松本こと　金　　秀子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８４号
奈良市藤ノ木台３丁目11番９号
債務者　濵野由理恵
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第９８号
奈良県桜井市大字戒重365番地の４　101号
債務者　児玉　克己
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１６号
鳥取県東伯郡三朝町大字三朝117番地11（旧住所　鳥取県東伯郡三朝町大字三朝903番地１・鳥取県東伯郡三朝町大字三朝972番地５）
債務者　米田　千秋
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第４８号
徳島県徳島市西新浜町２丁目５―26　メゾン・ド・ビジュー　102、旧住所徳島県徳島市住吉３丁目１番７―307号　第４三宅ビル・徳島県徳島市住吉１丁目６番61号
債務者　岩崎　陽子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５４号
徳島県徳島市八万町川南67番地の２　藤川アパート１階西、旧住所徳島市大道３丁目25番地　島崎ビル３Ｆ―Ａ・徳島市伊月町１丁目48番地
債務者　益長　優子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田323番地　県営団地23棟168号
債務者　尼ケ塚好夫
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６７号
愛媛県松山市日の出町８番42号　シャトー宇都宮304号
債務者　出口　敬士
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６８号
愛媛県松山市竹原４丁目３番43号
債務者　本多　　秀
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０２号
宮崎市吾妻町123番地　セントヒルズ宮崎204号
債務者　北林　千鶴（旧姓工藤・松尾）
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
宮崎地方裁判所破産係